

ポータルサイト・SNS等を活用した定住・移住促進プロモーション業務 に係るプロポーザル募集要項

ポータルサイト・SNS等を活用した定住・移住促進プロモーション業務の委託に関し、次のとおり受託希望者を募集する。

1 募集趣旨

本市では、結婚・子育て期や就職期の転出が顕著となっており、全国的な少子化傾向も相まって、人口減少局面に入っている。

急激な人口減少は、様々な分野における担い手不足やまちの活力の低下など、まちづくりに大きな影響を及ぼすこととなるため、できる限り歯止めをかけていくことが重要である。

近年、若年層を中心に地方移住への関心が高まっている。全国的に地方自治体においては、こうした地方移住ニーズを取り込むべく、様々なプロモーションが展開されており、本市においても、移住促進のためのポータルサイトや各種 SNS の運用を通じ、主に首都圏の若年層をターゲットに様々な情報発信を展開している。

本業務では、移住検討層や移住ニーズ潜在層等のセグメントに応じた効果的な配信コンテンツの制作や、ターゲットに向けた的確な情報発信等を通じ、本市への移住ニーズを喚起することに加え、具体的な移住行動へのシフトを促すことで、若者・子育て世代の本市への定住・移住促進につなげるものである。

なお、実施に当たっては、インターネット広告やSNS運用等、プロモーションに関する専門的な知識や技能が求められるため、広告手法における工夫、運営体制等を総合的に審査するプロポーザル方式により事業者を選定する。

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 委託業務の内容

(1) 目的

本市の移住ポータルサイト「住むなら京都」や各種SNS等、様々なネット媒体を活用した戦略的なプロモーションを展開し、より効果的・効率的に本市への定住・移住促進につながる情報を発信することで、本市への移住ニーズ顕在層及び潜在層の裾野拡大を図る。

(2) 内容

別紙「仕様書」のとおり

4 委託金額の上限

15,400,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ 上記金額には、業務の提供に当たり発生する全ての費用を含む（追加費用の請求は不可）。

5 参加資格

次の(1)又は(2)のいずれかに該当するものとし、共同事業による応募にあつては(3)に該当するものとする。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ、次のアからエに掲げる条件を満たす者であること。

ア 参加申込日から参加資格の確認までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。

イ 本件プロポーザルに参加しようとする個人、法人の代表者又は個人若しくは法人の代表者の委任を受けた者（以下「代表者等」という。）が、本件プロポーザルに参加しようとする他の代表者等と同一人でないこと。

ウ 代表者、役員、又はその使用人が刑法第96条の6又は第198条に違反する容疑があつたとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

エ 団体又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起された日から2年を経過しない者でないこと。

(2) 前号に該当せず、かつ、次のアからケに掲げる条件を満たす者であること。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 引き続き1年以上、当該業務を営んでいること。

エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。

オ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。

カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。

キ 法令の規定により、当該営業について、免許、許可又は登録等が必要な場合は、当該免許、許可又は登録等を受けていること。

ク 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

ケ 前号イ、ウ、エに掲げる条件を満たすこと。

(3) 共同事業による応募にあつては、以下の資格要件を全て満たすこと。

ア 共同事業体の全ての構成員が、上記(1)又は(2)の要件を満たすこと。

イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。

ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。

エ 共同事業体の全ての構成員は、別の応募者又は別の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに応募していないこと。

6 提出資料

- | | |
|------------------------------|--------------|
| (1) プロポーザル参加申込書【第1号様式】 | 1部 |
| (2) 提案書【任意様式】 | 3部 |
| (3) 見積書【第2号様式】 及び見積明細書【任意様式】 | 3部 (原本は1部で可) |

なお、「5 参加資格」(2)に該当する参加希望者は、以下(4)から(8)の書類を、「5 参加資格」(3)に該当する参加希望者は、以下(9)の書類を合わせて提出すること。

- (4) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）
- (5) 「5 参加資格」(2)エ、オを証明する納税証明書（オについては、京都市内に事業所等が所在する場合、若しくは固定資産を所有する場合のみ）
- (6) 調査同意書（水道料金・下水道使用料）【第3号様式】
- (7) 「5 参加資格」(2)キを証明する免許等
- (8) 京都市暴力団排除条例施行規則第7条の規定に基づく誓約書【第4号様式】
- (9) 共同事業体協定書【任意様式】

※ 共同事業による応募にあって、「5 参加資格」(1)の要件を満たさない構成員については、上記(4)～(8)の書類を提出すること。

7 提出資料に関する補足

- ・ 「6 提出資料」(1)、(3)、(6)及び(8)の様式は別添の様式を利用すること（第1～4号様式）。
- ・ 「6 提出資料」(2)については、自由様式とする。ただし、大きさはA4サイズとすること。内容については、より効果的に広報できる媒体、広告内容等について提案するとともに、本業務の遂行に当たり、人員等の実施体制、類似業務の受託実績（契約期間、業務内容、受託金額）が分かる資料及び会社概要を合わせて提出すること。
- ・ 「6 提出資料」(3)については、広告投入金額、手数料、その他の間接経費を含め、その他費用の内訳が分かるようにすること。
- ・ 「6 提出資料」(4)及び(5)は、発行年月日が提出前3箇月以内のものを提出すること。なお、写しでの提出も可とする。
- ・ 「6 提出資料」(5)のうち、「5 参加資格」(2)エを証明する納税証明書については、法人の場合は納税証明書「その3の3」、個人の場合は納税証明書「その3の2」を提出すること。

8 提出期限、提出先等

- (1) 期限
令和7年3月21日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法及び提出先
「14 プロポーザル参加申込書等提出先及び質問先」の宛先へ、書面を持参又は郵送（提出期限までに必着）にて提出すること。

(3) 注意事項等

- ア 本プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- イ 提出された書類等は、参加者に返却しない。
- ウ 提出期限以降における書類等の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により、本市の承諾を得た場合以外は認めない。
- エ 公文書公開請求等があった場合、提出された書類等を公開することがある。

9 質問及び回答

本プロポーザルについて質問がある場合は、「14 プロポーザル参加申込書等提出先及び質問先」のメールアドレスに送付（質問の受付は、令和7年3月14日（金）午後5時まで）することとし、電話での質問は不可とする。

質問に対する回答については、令和7年3月17日（月）を目途に、京都市ホームページ「京都市情報館」に掲載する。

10 審査

プレゼンテーションは実施せず、書類審査のみとし、事業者の選定のために組織する審査委員会（総合企画局人口戦略室長、移住・定住促進課長、移住・定住促進係長の3名で構成）が審査を行う。

審査の採点に当たっては、「11 審査基準」に掲げる項目ごとに採点を行う。

なお、応募事業者が1事業者であった場合も、企画提案内容を審査、採点のうえ決定する。また、受託希望者の最高点が180点（300点満点）に満たない場合は、再度プロポーザルを実施する。

11 審査基準

提案書について、以下の項目について採点のうえ各項目の合計点で順位を決定し、最も順位の高い事業者を受託候補者として選定する。

なお、採点結果が同点の場合は見積金額が低い者を上位とし、それでも順位が決定しない場合は、くじ引きにより受託候補者を選定する。

<採点項目>

評価項目	配点	評価のポイント
課題解決力	40 点 (各 10 点)	・業務遂行に係る目的の理解、視点、姿勢は適切か。 ・提案の内容は具体的で、戦略的な知見に基づいた内容となっているか。 ・事業の実現によって十分な効果を期待できるか。 ・拡散力、影響力が十分か。
実現可能性	20 点 (各 10 点)	・事業の実現可能性は高いか。 ・企画内容に応じたスケジュール設計となっているか。
業務遂行能力	20 点 (各 10 点)	・実施体制は適切か。 ・十分な実績があるか。

独自性	10 点	・ 独自性・先進性を有するか。
見積金額	10 点	・ 以下の数式により算出（※小数点以下は切捨て） 評価点=10 点×(全受託希望者の中の最低提案価格)／(受託希望者の提案価格)

12 審査結果の通知・公表

審査結果を各事業者に通知するとともに、参加した事業者及び評価点を京都市ホームページ「京都市情報館」において公表する。

13 契約手続

プロポーザルの実施後、本プロポーザルで提示する仕様書及び受託候補者の提案内容を踏まえ、契約内容について協議し、合意に達した場合に契約を締結する（契約締結日は、令和7年度予算執行が可能となる令和7年4月1日以降とする）。

受託候補者が、契約内容に合意できない場合は、審査の結果、受託候補者の次に順位の高かった者と協議を行い、合意に達したときは、その者と契約する。また、その者と合意に達しないときは審査の結果の順位に従って協議を行う。

なお、京都市会において予算が承認されないなどの事情により本件に係る予算が成立しないときは、事業が中止になることがある。この場合において、本件委託のために行った準備行為等に係る費用が既に発生している場合でも、応募者は、その費用を京都市に請求することはできない。

14 プロポーザル参加申込書等提出先及び質問先

京都市 総合企画局 人口戦略室 移住・定住促進担当（担当：中筋、田中）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488 番地

電 話：0 7 5－2 2 2－3 0 3 7

メール：sosei-senryaku@city.kyoto.lg.jp